

兵庫県公報

平成26年3月14日 金曜日 第2576号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | | ページ |
|-------------------------------------------|-------|-----|
| ○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課） | | 1 |
| ○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（同） | | 2 |
| ○ 保安林の指定（豊かな森づくり課） | | 3 |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更（同） | | 3 |
| ○ 同 上（同） | | 4 |
| ○ 同 上（同） | | 4 |
| ○ 同 上（同） | | 4 |
| ○ 同 上（同） | | 5 |
| ○ 同 上（同） | | 5 |
| ○ 同 上（同） | | 6 |
| ○ 同 上（同） | | 6 |
| ○ 同 上（同） | | 6 |
| ○ 同 上（同） | | 7 |
| ○ 同 上（同） | | 7 |
| ○ 同 上（同） | | 7 |
| ○ 同 上（同） | | 8 |
| ○ 同 上（同） | | 8 |
| ○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課） | | 9 |
| ○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同） | | 9 |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課） | | 9 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（同） | | 10 |
| ○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同） | | 10 |
| ○ 道路の供用開始（同） | | 11 |
| ○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課） | | 11 |
| ○ 同 上（同） | | 12 |
| ○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課） | | 13 |
| ○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同） | | 13 |
| ○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課） | | 14 |
| ○ 道路の位置指定（建築指導課） | | 14 |
| ○ 同 上（同） | | 14 |
| ○ 昭和45年兵庫県告示第51号（開発登録簿兵庫県閲覧所閲覧規程）の一部改正（同） | | 15 |
| 公 告 | | |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | | 15 |
| ○ 同 上（同） | | 16 |
| 教育委員会告示 | | |
| ○ 兵庫県指定重要有形文化財等の指定 | | 17 |
| ○ 有形文化財の登録 | | 18 |

告 示

兵庫県告示第203号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。
平成26年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

| 登録番号 | 生産事業者の氏名 又は名称及び住所 | 生産事業の内容 | | | | 事業所の名称 及び所在地 |
|------|-----------------------|---------|-----|-----------|-------------------|-------------------------|
| | | 種 穂 | | 苗 木 | | |
| | | 採 取 | 精 選 | 幼苗の 養成 | 幼苗以 外の苗 木養成 | |
| 和366 | 神 谷 裕 平 朝来市田路496番地 | ○ | ○ | ○ | ○ | 生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ |



兵庫県告示第204号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号 | 生産事業者の氏名 又は名称及び住所 | 生産事業の内容 | | | | 事業所の名称 及び所在地 |
|------|----------------------------|---------|-----|-----------|-------------------|-------------------------|
| | | 種 穂 | | 苗 木 | | |
| | | 採 取 | 精 選 | 幼苗の 養成 | 幼苗以 外の苗 木養成 | |
| 和 2 | 藤 本 昌 昭 朝来市和田山町岡田368番地 | ○ | | | ○ | 生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ |
| 和59 | 村 田 初 雄 朝来市羽淵170番地 | | | ○ | ○ | 同 上 |
| 和184 | 岡 政 市 養父市別宮696番地 | | | | ○ | 同 上 |
| 和201 | 小井塚 義 一 養父市八鹿町石原1128番地 | | | | ○ | 同 上 |
| 和222 | 上 垣 武 養父市大屋町蔵垣450番地 | ○ | | ○ | ○ | 同 上 |
| 和233 | 鎌 田 敏 雄 養父市大屋町夏梅703番地 | | | | ○ | 同 上 |
| 和239 | 千 葉 彌太郎 養父市大屋町夏梅617番地 | | | | ○ | 同 上 |
| 和245 | 鎌 田 正 夫 養父市大屋町夏梅459番地 | | | | ○ | 同 上 |
| 和246 | 千 葉 亀 市 養父市大屋町夏梅881番地 | | | | ○ | 同 上 |
| 和250 | 岩 見 義 量 養父市大屋町夏梅897番地 2 | | | | ○ | 同 上 |
| 和255 | 釜 谷 正 壽 養父市大屋町夏梅249番地 | | | ○ | ○ | 同 上 |
| 和264 | 栗 田 經 夫 養父市大屋町中1085番地 2 | | | | ○ | 同 上 |
| 和279 | 池田垣 春 夫 養父市大屋町上山438番地 | ○ | | | ○ | 同 上 |
| 和303 | 中 庭 喜 作 養父市大屋町大杉363番地 | ○ | | ○ | ○ | 同 上 |
| 和318 | 河 邊 茂 養父市大屋町大杉858番地 | | | | ○ | 同 上 |

| | | | | | | |
|------|--------------------------|--|--|---|---|-----|
| 和326 | 正 垣 太 市 養父市大屋町大杉172番地 | | | | ○ | 同 上 |
| 和327 | 栴 尾 秋 男 養父市大屋町大杉341番地 | | | | ○ | 同 上 |
| 和344 | 深 澤 利 雄 養父市大屋町宮本115番地 | | | ○ | ○ | 同 上 |



兵庫県告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
芦屋市奥山1の46（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第206号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町上生野字菅町奥山108の4・108の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、108の1、108の8から108の10まで、108の12、108の13
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町上生野字赤星70、71、72の1から72の3まで、73の1、74
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字妙ヶ谷143の2・143の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、143の1、143の4、143の5、143の8、143の12
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字市野々奥142の1、142の3、142の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第210号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字市野々141の1、141の3から141の6まで、141の9、141の10
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字三国ヶ峰220の4、220の7、220の10から220の12まで、220の17
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第212号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字ダケ57の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第213号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字榊ノ谷4の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字寺谷152の1、152の3から152の8まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字三国ヶ峰220の15、220の16
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字三国ヶ峰220の5、220の8
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町円山字屋敷218の2、219の2
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第218号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町栃原字畑ノ谷1788の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第219号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字市野々141の1、141の3、141の5、141の6、141の9、141の10、字市野々奥142の1、142の4、字妙ヶ谷143の4、143の5、143の12
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 247号荒地西山線
- 3 事業施行期間
平成9年3月7日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3. 4. 510号山手環状線
- 3 事業施行期間
平成16年12月21日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-----------------|--------------------------------------------|----|------------------|---------------|-----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 大久保稲美加古川線 | 加古川市野口町水足字平木2020番1から 同 市野口町水足字小橋187番1まで | 旧 | 15.0から 61.0まで | 572.0 | 予定地 |
| | | 新 | 22.0から 61.0まで | 572.0 | |



兵庫県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-----------------|---------------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 福 岡 出 合 線 | 美方郡香美町村岡区福岡字宮向693番から 同 郡同 町村岡区福岡字宮向698番1ま で | 旧 | 5.0から 7.0まで | 141.0 | |
| | | 新 | 9.0から 11.0まで | 139.0 | |



兵庫県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月14日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-----------------|-----------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 多 可 柏 原 線 | 丹波市山南町谷川字上井98番3から 同 市山南町長野字長野211番5まで | 旧 | 5.0から 30.0まで | 546.0 | |
| | | 新 | 11.0から 35.0まで | 580.0 | |

兵庫県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成26年3月14日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月14日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|--------------------------------------------|----|------------------|---------------|-----------|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 多可柏原線 | 丹波市山南町奥野々字オノ木66番から 同 市山南町奥野々字宮ノ本104番3まで | 旧 | 6.0から 20.0まで | 338.0 | 一部 予定地 |
| | | 新 | 11.0から 20.0まで | 338.0 | |

兵庫県告示第226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------------|--------------------|---------------------|
| 土生 (340010001) | 香美町香住区土生（別図1のとおり） | 地滑り |
| ウシガ坪 (340010002) | 香美町香住区上計（別図2のとおり） | 地滑り |
| 境 (340010003) | 香美町香住区境（別図3のとおり） | 地滑り |
| 油良 (340010004) | 香美町香住区油良（別図4のとおり） | 地滑り |
| 猪谷 (340030001) | 香美町小代区猪谷（別図9のとおり） | 地滑り |
| 第二大谷 (340030002) | 香美町小代区大谷（別図10のとおり） | 地滑り |
| 実山 (340030003) | 香美町小代区実山（別図11のとおり） | 地滑り |
| 平野 (340030004) | 香美町小代区平野（別図12のとおり） | 地滑り |
| 忠宮 (340030005) | 香美町小代区忠宮（別図13のとおり） | 地滑り |
| 貫田 (340030006) | 香美町小代区貫田（別図14のとおり） | 地滑り |

| | | |
|-------------------|---------------------|-----|
| 茅野 (340030007) | 香美町小代区茅野 (別図15のとおり) | 地滑り |
| 佐坊 (340030008) | 香美町小代区佐坊 (別図16のとおり) | 地滑り |
| 秋岡 (340030009) | 香美町小代区秋岡 (別図17のとおり) | 地滑り |
| 新屋 (340030010) | 香美町小代区新屋 (別図18のとおり) | 地滑り |

(別図 1 から別図 4 まで及び別図 9 から別図18までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 6 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------|---------------------|---------------------|
| 境 (341010001) | 新温泉町境 (別図 5 のとおり) | 地滑り |
| 宮の谷 (341010002) | 新温泉町久斗山 (別図 6 のとおり) | 地滑り |
| 古市 (341010003) | 新温泉町古市 (別図 7 のとおり) | 地滑り |
| 三谷 (341010004) | 新温泉町三谷 (別図 8 のとおり) | 地滑り |
| 桧尾 (341020001) | 新温泉町桧尾 (別図19のとおり) | 地滑り |
| 高山 (341020002) | 新温泉町高山 (別図20のとおり) | 地滑り |
| 歌長 (341020003) | 新温泉町歌長 (別図21のとおり) | 地滑り |
| 多子 (341020004) | 新温泉町多子 (別図22のとおり) | 地滑り |
| 切畑 (341020005) | 新温泉町切畑 (別図23のとおり) | 地滑り |
| 桐岡 (341020006) | 新温泉町桐岡 (別図24のとおり) | 地滑り |
| 丹土 (341020007) | 新温泉町丹土 (別図25のとおり) | 地滑り |
| 中辻 (341020008) | 新温泉町中辻 (別図26のとおり) | 地滑り |

| | | |
|-------------------|-------------------|-----|
| 飯野 (341020009) | 新温泉町飯野 (別図27のとおり) | 地滑り |
| 塩山 (341020010) | 新温泉町塩山 (別図28のとおり) | 地滑り |
| 前 (341020011) | 新温泉町前 (別図29のとおり) | 地滑り |
| 岸田 (341020012) | 新温泉町岸田 (別図30のとおり) | 地滑り |
| 青下 (341020013) | 新温泉町青下 (別図31のとおり) | 地滑り |
| 鐘尾 (341020014) | 新温泉町鐘尾 (別図32のとおり) | 地滑り |
| 千谷 (341020015) | 新温泉町千谷 (別図33のとおり) | 地滑り |
| 内山 (341020016) | 新温泉町内山 (別図34のとおり) | 地滑り |
| 越坂 (341020017) | 新温泉町越坂 (別図35のとおり) | 地滑り |
| 海上 (341020018) | 新温泉町海上 (別図36のとおり) | 地滑り |

(別図5から別図8まで及び別図19から別図36までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第228号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨阪神北
 県民局長から報告があった。

平成26年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 被処分者
 - 商号又は名称 有限会社ワタセ商店
 - 代表者氏名 渡瀬秋子
 - 事務所所在地 三田市対中町12-12-202
 - 免許番号 兵庫県知事(6)第300080号
 - 免許年月日 平成21年3月9日
- 2 処分の内容
 - 免許の取消し



兵庫県告示第229号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定によ
 り、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦
 覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記

載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。
平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社マルハン
代表者の氏名 韓 裕
住所 京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) マルハン姫路東郷店
所在地 姫路市東郷町字中河原43番3他8筆
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 平成26年 3月14日から同月27日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成26年 3月14日から同月27日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第230号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
中都市計画道路
3.4.110号鍛冶屋停車場線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
多可郡多可町中区鍛冶屋字下川、字垣内及び字東川



兵庫県告示第231号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指定年月日 (平成年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 第H25西播位置 0010号 | 26.2.27 | 揖保郡太子町東保字高田82番1の一部 | 6.00 | 25.97 |



兵庫県告示第232号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指定年月日 (平成年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---------|------------------|-----|---------------|---------------|
| | | | | |

| | | | | |
|-------------------|-----------|------------------------------------|------|-------|
| 第H25丹波位置 0002号 | 26. 2. 27 | 丹波市氷上町石生字半田1870番2の一部、 1871番2の一部 | 5.00 | 85.55 |
|-------------------|-----------|------------------------------------|------|-------|



兵庫県告示第233号

昭和45年兵庫県告示第51号（開発登録簿兵庫県閲覧所閲覧規程）の一部を次のように改正し、平成26年3月14日から施行する。

平成26年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

第2条第2項第4号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第3項中「知事は、あらかじめ、その旨を兵庫県公報で公示」を「あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示」に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 川西能勢口駅前商業施設
 所在地 川西市小花一丁目221—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 西松建設株式会社
 住所 東京都港区虎ノ門一丁目20番10号
 代表者の氏名 近藤晴貞
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 イオンリテール株式会社
 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 代表者の氏名 村井正平
 - (2) 変更後
 名称 イオンリテール株式会社
 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 代表者の氏名 梅本和典
- 4 変更年月日
 平成25年3月1日
- 5 届出年月日
 平成26年2月20日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成26年3月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年 7月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年 3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ三田ウッディタウン

所在地 三田市すずかけ台3番2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 大和情報サービス株式会社

住所 東京都台東区上野7丁目14番4号

代表者の氏名 藤 田 勝 幸

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ウッディショップ

イ 変更後

アクロスプラザ三田ウッディタウン

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 オリックス・リアルエステート株式会社

住所 東京都港区浜松町2丁目4番1号

代表者の氏名 西 名 弘 明

イ 変更後

名称 大和情報サービス株式会社

住所 東京都台東区上野7丁目14番4号

代表者の氏名 藤 田 勝 幸

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------|------------------|---------|
| 株式会社サンディ | 大阪市淀川区西宮原2-7-50 | 平 井 晃 |
| 株式会社キリン堂 | 大阪府吹田市江坂町1-22-26 | 寺 西 豊 彦 |
| 株式会社前田 | 大阪府豊中市箕輪2-14-20 | 前 田 鐵 雄 |

イ 変更後

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|------------------|------------------|---------|
| 株式会社サンディ | 大阪市淀川区西宮原2-7-50 | 三 上 博 |
| 株式会社キリン堂 | 大阪府吹田市江坂町1-22-26 | 寺 西 豊 彦 |
| やまや関西株式会社 外4者 | 大阪府箕面市船場東3-5-39 | 山 内 英 靖 |

- 4 変更年月日
- (1) 大規模小売店舗の名称
平成25年7月19日
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年12月27日
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成20年9月30日ほか
- 5 届出年月日
平成26年2月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成26年3月14日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成26年7月14日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第4号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項及び第31条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財及び兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

平成26年3月14日

兵庫県教育委員会
委員長 山 口 徹

| 種 別 | 文 化 財 の 名 称 | 員 数 | 所 在 地 | 所 有 者 (管理 者) | |
|---------------|--------------------------------------------------------|---------|---------------|-----------------------|-------------------------|
| 重 要 有 形 文 化 財 | 絵 画 | | | | |
| | | 板絵着色神馬図 | 1面 | 高砂市竜山1丁目37番1号 | 宗教法人加茂神社 (宗教法人曾根天満宮) |
| | | 板絵着色牽牛図 | 1面 | 高砂市曾根町2286番地の1 | 宗教法人曾根天満宮 |
| 考 古 資 料 | 勝福寺古墳出土品 鏡1点、刀及び刀装具5点、耳環2点、鉄製品89点、玉類40点、埴輪35点、土器64点 | 318点 | 川西市中央町12番1号 | 川西市 | |
| | 鏡2点、刀及び刀装具35点、耳環5点、鉄製品6点、玉類28点、土器6点 | | 川西市火打2丁目16番5号 | 宗教法人勝福寺 (川西市教育委員会) | |

| | | | | | |
|-----------|-----|-----------------------|------------------------|----------------------------------------|-----------------------|
| 史跡名勝天然記念物 | 史 跡 | 勝福寺古墳 | 634m ² | 川西市火打2丁目393番地 | 宗教法人勝福寺 (川西市教育委員会) |
| | 名 勝 | 旧福本藩池田家陣屋庭園 附 絵図4幅 | 7,673.68m ² | 神崎郡神河町福本字大黒町528番1の一部、528番2の一部、528番6の一部 | 宗教法人大歳神社 宗教法人徹心寺 |



兵庫県教育委員会告示第5号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、平成26年3月6日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

平成26年3月14日

兵庫県教育委員会
委員長 山 口 徹

| 種 別 | 文 化 財 の 名 称 | 員 数 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|---------|----------------|-----|---------------------|-------|
| 登録有形文化財 | 建造物 旧瓜生原家住宅 | 5棟 | 佐用郡佐用町平福字南新町東側439番地 | 佐用町 |